

取引業者からの誓約書の徴取要領

国立大学法人熊本大学
学長裁定
平成 27 年 7 月 7 日

昨今、研究機関における不正事案が社会問題として大きく取り上げられていることから平成 26 年 2 月 18 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学大臣決定）が改正され、研究費の適正な運営・管理の観点から、取引業者から誓約書等を徴取することについて示された。これを受け本学において、「熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」（平成 27 年 3 月 27 日）が制定され、同規則第 11 条第 3 号に基づき、下記により取引業者から誓約書を徴取することとする。

記

1. 次のいずれかに該当する者から誓約書を徴取する。
 - (1) 取引業者のうち、随意契約（公募型企画競争を含む。）により本学との前事業年度累計取引額が 1,000 万円を超える者
 - (2) その他契約責任者が必要と認めた者
2. 上記 1. に該当する者のうち次のものは誓約書の徴取の対象から除くものとする。
 - (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
 - (2) 学校法人
 - (3) 電気・ガス・水道・電話・郵便及び宅配事業者
 - (4) 弁護士、税理士、弁理士、公認会計士（各法人を含む）
 - (5) 保険会社、銀行等金融機関
 - (6) その他誓約書の徴取の対象になじまない者
3. 誓約書の様式は「熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」（平成 27 年 3 月 27 日）第 11 条第 3 号別記様式 3 とする。
4. 誓約書の記入者は、代表者または経理部門の責任者とする。
5. 誓約書を提出しない者については、不提出を理由に取引停止の措置を講じないものとするが、適宜提出について協力を依頼する。
6. 誓約書は、本学の不正対策に関する方針やルール等を見直した場合にはあらためて徴取することとする。
7. 提出された誓約書は、公正研究推進事務室において管理するものとする。
8. 平成 27 年 7 月 7 日から実施する。

以上